

## 自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示案について (概要)

### 1. 改正の背景

自動車の点検整備の実施方法については、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第57条により、国土交通大臣は点検の実施方法等を内容とする手引を作成することとされており、これを踏まえ、自動車の点検及び整備に関する手引（平成19年国土交通省告示第317号。以下「点検整備手引」という。）が定められている。

近年、大型車の車輪脱落事故の件数が増加していることから、国土交通省では令和元年12月に「大型車の車輪脱落事故防止対策に関する調査検討ワーキンググループ」（座長：交通安全環境研究所 伊藤紳一郎副部長）を設置し、令和2年10月16日に車輪脱落事故防止対策の方向性についての中間とりまとめが決定された。この中間とりまとめにおいて、ホイール・ボルト、ナットの交換目安の例示やタイヤ交換作業手順等の明確化の提言がされているため、これを受け、点検整備手引の改正を行う必要がある。

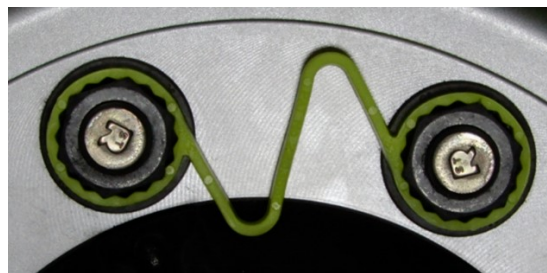
### 2. 改正の概要

点検整備手引について、以下の改正を行う。

- 「2 日常点検の実施の方法」について、ホイール・ナットへのマーキング又はホイールナットマーカを活用した目視によるホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩みの点検を行ってもよい旨を明確化する。
- 「3 定期点検の実施の方法」について、点検項目「ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷（大型車において行う点検）」の点検の実施方法に、車輪脱落事故が多発している車両の車齢を考慮したホイール・ボルト、ナットの重点点検を記載することで交換目安の例示を行う。
- 「3 定期点検の実施の方法」及び「4 整備の実施の方法」について、タイヤ交換手順の明確化を行う。
- 「4 整備の実施の方法」について、タイヤ交換後の増し締めの実施手順を明確化する。
- 上記のほか、所要の改正を行う。



ホイール・ナットへのマーキング例



ホイールナットマーカ  
の装着例  
(ホイール・ナット回転指示インジケーター)  
(ISO方式) 装着の場合)

### 3. スケジュール (予定)

公 布：令和3年3月

施 行：令和3年4月1日